原子力発電所の安全対策について

【担当省庁】内閣府、経済産業省、原子力規制庁

原子力発電所の安全性を担保するため、以下の対策を講じていただきたい。

- ○60 年を超える運転延長を認める新たな制度の運用に当たっては、 国が審査において安全性(特に取り替えられない原子炉容器や各 溶接部分)を判断する根拠や、長期施設管理計画における施設の 劣化の予測・評価の結果等について、京都府及び関係市町並びに 地域住民に対し、継続的かつ丁寧な説明をされたい。
- ○建て替えを含む新たな原子力発電所等の開発・建設に係る<u>国及び</u> <u>地方自治体の権限や責任、同意を求める地方自治体の範囲など、</u> <u>具体的な手続きや基準を定めた法的枠組みを整備</u>されたい。
- ○<u>自治体と事業者で締結する安全協定については</u>、立地自治体に隣接するか否かによって安全性に関わる取扱いに差異が生じていることから、国が責任を持って、<u>対象となる自治体の範囲、協定項</u>目や基準を法令上明確に定められたい。

【現状・課題等】

- ■60 年を超える運転を可能とする新たな制度の運用に際し、府民の不安を払拭する ためには、安全性に関する丁寧で分かりやすい説明が必要
- ■立地県においても、法的に同意プロセスを定めたものがない。
- ■京都府やUPZ内市町が原子力発電所に係る同意プロセスから除外されている。
- ■同意を求める自治体の範囲、判断基準等を定めた法的枠組みの整備が必要
- ■UPZ 内市町は、いずれも避難計画の策定義務があるにもかかわらず、UPZ 内市町と 事業者との安全協定については事業者の自主的な取組に任されており、立地自治 体に隣接するかどうかで協定内容が異なっている。

京	都	府
の !	担当	課

危機管理部 原子力防災課(075-414-5614)

【国の事業等】

■原子力発電所の再稼働状況

多	全電所名	経過年数	状 況
高浜	1・2号機	1号機:50年	令和5年7月再稼働
		2号機:49年	令和5年9月再稼働
同供	3・4号機	3 号機: 40 年	平成29年6月再稼働
	3 * 4 万傚	4 号機:40 年	平成29年5月再稼働
大飯 ——	1・2号機	1号機:廃止	廃止(平成30年3月1日)
	1 • 2 万傚	2号機:廃止	廃业(平成 30 平 3 月 1 日 <i>)</i>
	3・4号機	3 号機:33 年	平成30年3月再稼働
		4 号機: 32 年	平成30年5月再稼働

■安全協定等の締結状況

<高浜発電所>

交	 	締結内容	備考		
隣	京都府		平成27年2月 締結		
接	舞鶴市	安全協定書	平成4年1月 締結(平成27年2月覚書締結)		
1女	綾部市		平成3年12月 締結(平成27年2月確認書締結)		
隣	福知山市				
一夕	宮津市	通報連絡等	平成 29 年 10 月 締結		
接	南丹市	協定書	十八X 25 中 10 万 柳 柳		
丁女	京丹波町]			

※隣々々接となる伊根町は、UPZ内であるにも関わらず協定等未締結 <大飯発電所>

	17 (27)(1)				
対	象自治体	締結内容	備考		
隣	京都府				
接	綾部市	安全協定書	平成 29 年 8 月	締結(令和元年5月	改定)
1女	南丹市				
隣	舞鶴市	通報連絡等			
々	京丹波町	が 協定書	平成 29 年 8 月	締結(令和元年5月	改定)
接	京都市	励化音			

■隣接・隣々接自治体における協定内容の違い

主な項目	隣接自治体 (安全協定書)	隣々接自治体 (通報連絡等協定書)	
増設に係る建設計画及び重要な 変更の事前報告	0	×	
輸送計画の事前連絡	0	X	
平常時の連絡	0	0	
現地確認		X	